

総務文教常任委員長報告

(H24 . 3 . 15)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第59号議案の平成23年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会の所管分について、歳出で主なものは、

総務費では、職員の退職手当等の増に伴う職員人件費の増額補正。土地開発公社保有地買戻しに係る減額補正。農業委員会委員選挙費等の精算による減額補正であります。

消防費では、京都中部広域消防組合負担金の増額補正。

教育費では、国の第3次補正の補助採択を受けたことに伴い、安詳小学校校舎棟の耐震補強・大規模改修工事を、平成23年度から平成25年度までの3箇年の継続費として設定し実施することとして、小学校建設事業費を増額補正しようとするものです。

公債費では、償還元金決算見込みによる減額並びに長期債及び一時借入金の利子の利率確定等による減額補正であります。

歳入においては、市たばこ税の増収見込みによる市税の増、普通交付税の確定に伴う増、旧自動車学校用地等の売払に伴う不動産等売払収入の増額補正等であります。

採決の結果は、別段異論なく、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第68号議案から第90号議案の平成23年度亀岡財産区ほか22財産区特別会計であります。決算見込みに基づく精算整理による、財産管理費等所要の金額の補正であり、23議案とも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第91号議案の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、昨年11月に起きた地域下水道工事の競争入札における不祥事を重く受け止め、特別職としての総括管理責任も重大であるとの判断により、3月支給の市長の給料の10分の2を、両副市長の給料の10分の1を減額しようとするものであり、採決の結果は、別段異論なく、原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります。本委員会の報告といたします。